

聖籠町告示第四十九号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領（平成二十年聖籠町告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第四条第五項第二号中「災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合」の次に「又は人・農地プラン（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成二十四年二月八日付け二十三経営第二千九百五十五号農林水産事務次官依命通知）第二に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であること）の証明を町から受けた農業者を含む。」若しくは経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成二十三年十一月二十一日付け二十三経営第二千二百六十二号農林水産事務次官依命通知）第二の一に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（経営再開マスタープランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であること）の証明を町から受けた農業者を含む。」が借り入れる場合」を加え、同号口中「平成二十三年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成二十三年四月一日付け二十二経営第七千二百六十九号農林水産事務次官

依命通知）に定めるところにより、農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「利子助成団体」という。）を「財団法人農林水産長期金融協会（昭和三十九年九月十五日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。以下「長期協会」という。）」に改め、同条第六項及び第七項中「利子助成団体」を「長期協会」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。